

令和 2 年度

第 4 回 定期 監査 報告 書

南相馬市監査委員

## 目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	2
6	監査の期間	2
7	監査の実施場所及び実施日	2
8	監査の結果	2

### 指摘事項

なし

### 指導事項

1	市民課	3
	(1) 基金運用益金の処理が適正でなかったもの	

### 検討事項等

1	各小学校・中学校	4
	(1) 令和2年度南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支払に一考を要するもの	

## 南相馬市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和3年1月15日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

### 記

#### 1 監査の種類

定期監査（11月実施分）

#### 2 監査の対象

対象部局等	対象課等
市民生活部	市民課、生活環境課
健康福祉部	健康づくり課
小学校	小高小学校、福浦小学校、金房小学校、鳩原小学校
中学校	小高中学校、鹿島中学校、原町第一中学校、原町第二中学校、原町第三中学校、石神中学校
こども未来部	おだか認定こども園

#### 3 監査の範囲

令和2年4月から令和2年9月に実施した事務事業

#### 4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

## 5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

## 6 監査の期間

令和2年10月23日～令和2年12月25日まで

## 7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和2年11月16日(月)	小高小・福浦小 金房小・鳩原小	小高小学校
	小高中学校	小高中学校
	原町第三中学校	原町第三中学校
令和2年11月17日(火)	石神中学校	石神中学校
	鹿島中学校	鹿島中学校
	原町第一中学校	原町第一中学校
	市民課	市民課
令和2年11月18日(水)	おだか認定こども園	おだか認定こども園
	原町第二中学校	原町第二中学校
	生活環境課	監査委員事務局
	健康づくり課	

## 8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

### 指摘事項

なし

## 指 導 事 項

### 1 . 市 民 課

#### ( 1 ) 基金運用益金の処理が適正でなかったもの

令和2年6月8日、8月11日、8月17日に生じた国民健康保険事業調整基金利子404,650円は、それぞれ同日に国民健康保険特別会計に収入されたものの、本監査実施日(11月17日)現在においても、年度末3月補正で予算計上し、処理する予定で、基金に編入されず、同会計に属する現金として保管されていました。

しかし、当該基金条例第4条で基金に編入するものと定める運用益金は、第3条(「基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。」)の規定により、特別会計で収入し、かつ、遅滞なく基金に編入して保管しなければなりません。

基金管理者は、基金の運用益金についても年度当初に年間予算として計上し、条例に従い、基金に属する現金等の適正な管理及び保管に努めてください。

#### 【関係法令】

○地方自治法(抜粋)

(基金)

第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

○南相馬市国民健康保険事業調整基金条例(抜粋)

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、南相馬市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

## 検 討 事 項

### 1 . 各小学校・中学校

#### ( 1 )令和 2 年度南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支払に一考を要するもの

南相馬市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給は、児童生徒の保護者または就学予定者の保護者で、市長が定める要件に該当するもの（以下「受給者」という）に対し行うものですが、受給者が就学援助費の受け取りを学校長に委任し、学校長から自らの預金口座に振り込んでもらう方法でなされていました。このため、振込手数料が発生することから、これを受給者の負担として、支給額は振込手数料が差し引かれた後の額となっていました。

この就学援助費は、学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒に必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施に資するものであることから、決定された就学援助費の全額がその用途のために給付されるべきものです。支給に要する経費を控除した支給は、適正なものと認められません。

このため、口座振込など受給者に対する支払に必要な手続きについては教育長及び学校長が行うこと、支払については市の出納機関が直接、受給者に支払う方法に改めることなどについて整理が必要です。

市財務規則にのっとり就学援助費の支出を命じる支出権者は、支給に要する経費を受給者が負担させられることのないように検討をお願いします。

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

指摘事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

指導事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等（意見）...特別に検討等を必要とするもの